【論文】

法廷尋問の相互行為分析

―「ケネディ・スミスのレイプ事件」における反対尋問の技法―

北村 隆憲

目次

[概要]
1　はじめに：刑事裁判における反対尋問
2　ケネディ・スミスのレイプ裁判
　2.1　事件の概要
　2.2　実際の反対尋問のトランスクリプト
　2.3　反対尋問の「謎」
3　反対尋問の「制定法上のルール」と「法実務上のルール」
　3.1　制定法上のルール
　3.2　法実務上のルール
4　反対尋問の「相互行為上の特徴」
　4.1　質問形式：「閉じた質問」
　4.2　知識の勾配：「既知質問」
　4.3　「受け取り表示」と「評価」の不在
5　「実践」としての反対尋問：ブラック弁護人の尋問技法
　5.1　ブラック弁護人の反対尋問の「謎」再訪
　5.2　成員カテゴリー化分析：「レイプ犯」というカテゴリー化
　5.3　成員カテゴリーを操作して両義的な解釈を可能にする
6　小括
　[参考文献]

[概要]

本稿は，「法」を含む社会秩序の多様なトピックを，エスノメソドロジーおよび会

話分析の観点から探究する個別研究群の一つである。本稿では，アメリカで実際に起きたケネディ・スミス・レイプ事件における弁護側の反対尋問を題材に取り上げ，その相互行為上の特徴とメカニズムを分析する。

まず，日本における弁護士に向けた法廷尋問の教示の内容について概観して，その特徴を相互行為分析の角度から確認した上で，ケネディ・スミス事件の反対尋問の逐語的な書き起こし資料を用いて，証人とのやりとりにおける弁護人の戦略的手法を明らかにする。この事件は最終的に無罪判決に至ったが，本稿では，その判決に大きく寄与したとされる反対尋問の相互行為上の特性に注目する。

特に，「会話分析（conversation analysis）」と「成員カテゴリー化分析（membership categorization analysis）」の視点から，弁護人が，数多くの短く細かい質問を矢継ぎ早に繰り出しながら，「レイプ犯」と「女性」というカテゴリーを巧みに活用し，証人やその証言の信用性を揺るがしていく過程を考察する。弁護人は，証人が自らを特定のカテゴリー化から逃れようとする抵抗を抑制し，証人の行動を不合理なものとして描出しつつ，同時に被告人の無罪を示唆するという，両義的な論理を巧みに組み立てていた。

こうした分析により，法実務的な尋問手法の背景にある相互行為上のメカニズムが可視化され，刑事裁判における反対尋問という「法」制度的コミュニケーションにおける秩序構築のプロセスの一端が明らかになる。

1．はじめに：刑事裁判における反対尋問

反対尋問の意義

刑事裁判[1]における「反対尋問」は，検察官や弁護人が証人や被疑者に対して質問を行い，発言を引き出す場面である。映画やドラマでは刑事法廷の緊張感を演出するために，反対尋問のシーンがしばしば描かれる。

尋問は「主尋問」と「反対尋問」に分かれる。「主尋問」は，証人尋問を申請した当事者（検察官や弁護人）が最初に行う尋問であり，証人に有利な証言を引き出し，事案の判断者（日本では裁判官や裁判員，米国では陪審員）に「真実」として受け入れてもらうことを目的とする。これに対して，「反対尋問」は，相手方の証人（適性証人）の証言やその証人の信用性を減殺するために行われる尋問である。たとえば，検察官が呼び出した証人に対する主尋問が終わった後，弁護人がその証人に対して反対尋問を行い，証言の信憑性を揺るがそうと試みる。

[1] 日本と米国の刑事法制度は異なる部分も多いものの（例えば，米国の陪審制度に対して日本の裁判員制度），日本の刑事法はとりわけ戦後米国から大きな影響を受けたことから，その原則や理念について共通した部分も大きい。刑事裁判の反対尋問に関する本稿の以下での検討に関しては，両者の相違は理解のための大きな妨げとはならないだろう。

刑事裁判の「ハイライト」としての反対尋問

反対尋問は，弁護士にとって特に重要な法廷技術の一つである。弁護士向けの刑事弁護マニュアルでは，反対尋問の重要性が次のように表現されている。

> 「検事の主尋問に対して完璧に答えたかに見えた自信満々の証人が，弁護人の反対尋問が一問，また一問と進むたびに追い詰められ，青ざめ，そして最後には首をうなだれる。／華麗なる反対尋問は多くの弁護士にとって憧れの的であると共に，夢である。反対尋問は公判の中のハイライトであると考えられてきたし，そして実際にそれが華麗に成功すれば，法廷弁護士にとって最高の舞台となるであろう。」(後藤他 2009:149)

このように，反対尋問は，単なる証言の確認にとどまらず，証人の信憑性を華麗な技量により動揺させ，裁判の行方を左右する，「公判の中のハイライト」たる舞台であると位置づけられている。

以下では，まず，本稿での考察対象となる事案とその裁判での反対尋問のやり取りを確認して，そこから生じる「謎」を指摘する。その後，法廷尋問について，法学的側面と相互行為的側面の両面から，その謎を解いていくことになる。

2．ケネディ・スミスのレイプ裁判

1.1 事件の概要

事件の発生と関係者の背景

1991 年 11 月後半，アメリカ中の注目を集める刑事裁判が始まった。事件は，フロリダ州パームビーチの海岸沿いに立ち並ぶ高級別荘の 1 つ，ケネディ家の別荘内で起こったレイプ事件である。被告は元アメリカ大統領 J.F.ケネディの甥である**ウィリアム・ケネディ・スミス**。当時 30 歳の医学生であった。被害者とされたのは，地元の短期大学に通う 29 歳の**パトリシア・バウマン**で，病気の娘を抱えるシングルマザーであった。

事件の経過

バウマンは，友人のアン・マーサとそのボーイフレンドのジャックと共にパームビーチのナイトクラブで夜を過ごしていた。そこで偶然出会ったケネディ・スミスとバウマンは意気投合し，マーサとジャックが帰った後も，バーの閉店まで会話やダンスを楽しんだ。

深夜 3 時頃，バウマンはスミスを車で送ると申し出て，ケネディ家の別荘まで送

った。スミスは別荘を見学しないかと誘い，2 人は邸内を見学した後，ビーチへ向かった。すると，スミスは「ひと泳ぎしてくる」と言い，突然服を脱いで裸で海に飛び込んだ。これに不安を感じたバウマンは，駐車場に戻ろうとしたが，そこでスミスに襲われレイプされたと主張している。

被害を受けたバウマンは，別荘内から友人のアン・マーサに電話をかけ，「震えて運転ができない」と訴え，車で迎えに来てもらうよう依頼した。マーサが現場に駆けつけると，バウマンは肩を震わせ，靴がなくなっているので家に帰れないと話し，靴を探してほしいと頼んだという。

逮捕と裁判の進行

ケネディ・スミスは，軽罪の「単純暴行」と重罪の「第 2 級性的暴行」の容疑で逮捕・起訴された。スミスはこれらの容疑を否認し，「合意に基づく性交」であると主張した。検察側は，法廷経験の豊富な女性検察官を起用。一方，被告側は，フロリダ司法試験を 1 番で合格し，「博士」と称される弁護士ロイ・ブラックが弁護人を務めた。検察側は，ケネディ家が共謀して真相を隠そうとしていると主張し，被告の過去の女性 3 人からの「レイプされた」との証言を提出しようとしたが，裁判官はこれを採用しなかった。

裁判での両者の主張の相違

【被告：ケネディ・スミスの主張】

- ケネディ家の別荘に到着後，車内でバウマンとキスを交わした。
- ビーチに行こうと言い，バウマンは車内でパンティストッキングと靴を脱いだ（被告弁護人はこれを「同意の上での前戯」と主張）。
- ビーチに降りてお互いの体を触り合い，その後，スミスは海でひと泳ぎ。
- スミスが戻ると，バウマンは別荘前におり，バウマンは「一緒に夜を過ごしてくれ」と頼んだが，スミスは「邸内には多くのゲストがいる」と断った。
- その後，再びキスが始まり，2 人はビーチの砂の上で合意のもとで性交した。
- 駐車場に戻ったバウマンは，スミスに電話番号を教えてほしいと頼んだが，スミスが拒否すると，バウマンは怒り，車で去った。
- スミスは従兄弟に「レイプされたと騒ぐ気ちがいの女がいた」と話していると，突然バウマンが戻ってきてヒステリックに泣き叫び，「自分を欲しがらなかった」と非難したと証言している。

【被害者：パトリシア・バウマンの主張】

- ナイトクラブでは，話題は病気の娘のことが中心で，バウマンはスミスから医学的な助言を得ようと考えていた（これについて，スミスは「娘の話

はしていない」と否定）。

- ケネディ家の別荘に到着すると，スミスは「邸宅を案内する」と言い，2 人で別荘の中を見学。
- その後，ビーチを一緒に歩いていると，突然スミスがズボンのチャックを下ろし，裸で海に飛び込んだ。これに不安を感じたバウマンは駐車場へ戻ろうとしたが，スミスが足首をつかみ引き倒した。
- 必死に逃げようとしたが，大柄なスミスにタックルされ，押し倒された。
- 叫び声をあげても助けは来なかった。
- レイプされた後，体が震えて運転できないため，アン・マーサに電話をかけ，「レイプされた」と伝え，迎えに来てもらった。
- マーサが到着するまでの間，スミスに向かって「自分をレイプした」と非難したが，スミスは「これはレイプじゃない」「誰もお前の言うことを信じない」と言い放ったと証言している。

裁判の焦点

裁判の焦点は，怪我の兆候がなかった被害者とされるバウマンの証言の信憑性であったが，そのバウマンの証言を裏付けるはずの，バウマンから電話をもらいケネディー家の別荘に駆け付けたとされる友人アン・マーサの証言の信用性も大きな裁判の焦点となっていた。証人の行動には不審な点があった。

- マーサは事件についてのインタビューをワイドショーに高値で売り，利益を得ていた。
- また，マーサは事件当夜にケネディ家の別荘から高価な花瓶を持ち出していた。

無罪評決とその影響

裁判では，当時のバウマンを診察した医師を含む多くの証人が証言に立った。すべての審理の終了後，陪審団は短時間の評議の後，全員一致で無罪を言い渡した。陪審員や法律家たちのコメントによれば，弁護人ロイ・ブラックによるアン・マーサへの反対尋問が重要な影響を及ぼしたとされている。

2.2 実際の反対尋問のトランスクリプト

ブラック弁護人による証人アン・マーサへの反対尋問

以下の抜粋は，弁護人ブラックが検察側証人アン・マーサに対して行った反対尋問の冒頭 4 分 21 秒間のトランスクリプトである。ここでは，被害者のバウマンが事件直後にアン・マーサへ電話をかけ，ケネディ家の別荘に駆けつけた場面に

ついてのやり取りが展開されている。実際のトランスクリプトを読んでみよう[2]。

図 1 弁護人による証人への反対尋問
（画面右が弁護人ブラック，左奥が証人マーサ）



【抜粋1】:ブラック弁護人による証人アン・マーサへの反対尋問

弁護人:あなたは 3 月 13 日の早朝にケネディ宅に行ったと証言していた。間違いありませんか。
マーサ: はい。
弁護人:あなたの友人はレイプされたと言った。そうですか。レイプされたと言った。そうですか。
マーサ: はい。
弁護人:しかし彼女があなたに言ったのは靴を探してほしいということだった。 間違いありませんか？
マーサ:はい。
弁護人:彼女は何度も靴のことを気にしていた。
マーサ:はい。
弁護人:それで，あなたは家の中に入っていった。間違いありませんか，
マーサ:はい。
弁護人:家の中に，レイプ犯がいるところに.そうですね？
(2.0)
マーサ:そう言っていいと思います。はい。
弁護人:そこは暗かった。
マーサ:はい。
弁護人:あなたはキッチンを抜けていった。そうですね？
マーサ:はい
弁護人:この狭い廊下へ。
マーサ:はい。
弁護人:廊下は暗かった，そうですね。
マーサ:そうです。
弁護人:あなたは，友人がレイプ犯だと言っているこの男と会った。間違いありませんか。
マーサ:私は別に（彼が）怖くはありませんでした。ええ私は別に（彼が）怖くは

[2] このトランスクリプト部分の反対尋問を含む，この事案の実際のビデオ映像が DVD ないし VHS で入手可能である（Courtroom Television Network，True Lies: Accused of Rape: The William Kennedy Smith Case ［ VHS ］(1997) (ISBN: 1-57252-145-7) 。また，https://www.youtube.com/watch?v=51RbU6cpzpo の 15:28 付近から視聴できる（ただし，トランスクリプト部分の一部は含まれていない）。本稿のこのトランスクリプトでは，可読性を優先させて，2 秒以下の小さな沈黙を含むその他の会話分析で用いられる記号は用いていない。より精確なトランスクリプトは，マトウジアン(1996=2025)を参照。

ありませんでした。
弁護人:それは私の尋ねていることではありません，ミス・マーサ。私の質問がわかっていますか？あなたは友人がレイプ犯だとされるその男と会ったのですかというのが私の質問です。
マーサ:はい。
弁護人:その暗い廊下で，そうですね。
マーサ:はい
弁護人:そしてあなたは彼に頼んだ.頼んだ- あなたはレイプ犯に彼女の靴を探すように頼んだ.間違いありませんか？
マーサ:はい。
弁護人:彼は振り向いてあなたと歩いて行った.家の外に，そうですか？
マーサ:はい。
弁護人:ダイニングルームをとおって.まず最初に.間違いありませんか。
マーサ:はい。
弁護人:家の中は暗かった。そうですね。
マーサ:はい。
弁護人:あなたはこの男と一緒にダイニングルームをとおっていった。間違いありませんか？
マーサ:はい？
弁護人:レイプ犯だとされる男と，そうですね？
マーサ:はい。
弁護人:あなたはダイニングルームのドアから出たんですね？ 小さなテラスに。
マーサ:間違いありません。
弁護人:レイプ犯だと言われている男と一緒に. そうですね。
マーサ:そうです。
弁護人:テラスを通って外に出て芝生の上に行った。そうですね？
マーサ:そうです
弁護人:外は暗かったですよね？
マーサ:そうです。
弁護人:レイプ犯だと言われている男と一緒に。
マーサ: はい。
弁護人:あなたは彼と芝生を渡った。そうですね。
マーサ:はい。
弁護人:ビーチに向かって。
マーサ: はい。
弁護人:芝生を渡るとき，生け垣と それから，コンクリートの壁がある場所を通った。そうですね？
マーサ:はい。
弁護人:そしてあなたはまだレイプ犯だとされるいる男と一緒だった。そうですね。
マーサ:はい。
弁護人:暗い階段室に着いた。間違いありませんか。
マーサ:ん::，はい。
弁護人:その階段には灯りがありませんでしたね。
マーサ:はい。
弁護人:あなたはその階段を下りていった. そうですね？
マーサ: そうです。
弁護人: この男と一緒に。
マーサ:そうです。
弁護人:階段を下りたところにドアがあった。そうですね。
マーサ:そうです。
弁護人:あなたと，レイプ犯とされる男はそのドアから出て行った。間違いありませんか？
マーサ:そうです。
弁護人:ビーチへ出て行った。
マーサ:そうです。
弁護人:そしてあなたは靴を探すため

に レイプ犯だと言われている男と数分間そこにいた。そうですね？
マーサ:そうです。
弁護人:その後しばらくしてあなたは靴を探すのはもういい，戻りましょうと言った。
マーサ:そうです。
弁護人:間違いありませんか？
マーサ:そうです。
弁護人:あなたと彼はドアに向かって行った(.)そうですね。
マーサ:そうです。
弁護人:戸口に入っていった。
マーサ:そうです。
弁護人:吹き抜けを通って。
マーサ:そうです。
弁護人:あなたが今日証言したことですが，彼はあなたの後ろにいた．そうですね。
マーサ:そうです。
弁護人:階段を上っているときレイプ犯だとされるこの男はその暗い階段で，あなたの後ろにいた。間違いありませんか。
マーサ:そうです。
弁護人:二人で階段を上っていった。そうですね？
マーサ:そうです。
弁護人:階段を上って，芝生を渡り始めた。間違いありませんか？
マーサ:そうです。
弁護人:そしてあなたは彼と家に入った。
マーサ:はい
弁護人:それから，ホールに入って，再びキッチンに降りていった。そうですね。
マーサ:はい。
弁護人:そこであなたは友人と会った。
マーサ:はい。
弁護人:さて，主尋問で証言されたこのシナリオの中には あなたが証言し忘れていることがひとつあります 。あなたはレイプ犯とされるその男にその場を去るときになんていいましたか？このことを証言し忘れていますよね。
マーサ:そんなことは聞かれていません。
弁護人:「残念です」と彼に言ったんじゃないですか？
マーサ:いいえ，言っていません。
弁護人:おや，言っていない。マーサさん．「こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念です」と。
マーサ:あ:: そんな言葉は使ったかも．
弁護人:なぜあなたがそんな言葉をつかったのかは尋ねていません。私は，あなたが「こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念です」と言ったかどうかを尋ねているのです。
マーサ:「残念です」なんて意味で言っていません！
弁護人:あなたが何を意味していたかは聞いていない ！
検察官:異議あり。彼女はその質問に答えることを認められていません。
裁判官:意義を却下します。質問に答えてください。
弁護人 : 質問は，「あなたはこの男に『こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念です』と言いましたか？」です。
(2.4)
マーサ:はい，そう言いました。
弁護人:レイプ犯だと言われている男に。そうですね。
マーサ:はい。

弁護人:あなたの友人をレイプした男に。そうですね。
マーサ:はい。
弁護人:あなたが言うには友人はヒステリックになっていた。そうですね。
マーサ:はい。
弁護人:あなたは「こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念です」と言った。
マーサ: 私が言ったのは，どうして言ったのか
弁護人:あなたは「こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念だ」と言った。
マーサ:はい。
検察官:異議あり。議論を求めようとしています。彼女はその質問に答えることを認められていません。
裁判官:却下します。
弁護人:それがあなたの言ったことですねミス・マーサ？
マーサ:はい。
(17.2)
弁護人:いつあなたは……((トピックを変える))

2.3 反対尋問の「謎」

前半部分と後半部分

この反対尋問のトランスクリプト部分を，便宜上前半と後半（184 行目以降）に大きく 2 つに分けてみよう．

前半部分では，弁護人の尋問は証人への挨拶から始まり，マーサが被害者とされるバウマンから自分の靴を探してくれるように頼まれて，偶然台所で出会ったスミスと一緒にケネディ一家の別荘内を捜し歩き，再び台所へと戻ってくるまでの様子について 40 以上の短い質問が次々となされていくことに注目してみよう。弁護人が繰り出している40もの質問は，「あなたは被告人と被害者の靴を探して家の中と庭を歩いて戻ってきましたね．」とか，「あなたはどのように行動したのですか？」とか一言尋ねれば済みそうな内容ではないだろうか。それなのに，なぜ，このように細かい沢山の質問を次々と繰り出しているのだろうか．

また、弁護人はケネディ・スミスのことを何度も何度もしつこいぐらいに，「レイプ犯」あるいは「レイプ犯とされる」（23-24,39-40，51，60-61，98，111-112,129-130,161-162，187-188，227-228）と呼んでいる。これはなぜだろう。弁護人の究極的な役割は，被告人は「レイプ犯ではなかった」ことを陪審団に認めさせることであるはずだ。だとすれば，代わりに「スミスさん」，「ケネディ氏」，「被告人」等の言葉を使って，例えば，19-25 行目の質問では，「それで，あなたは家の中に入っていった。スミスさん（ケネディ氏）のいるところに，そうですね？」と言った方がよかったのではないだろうか？

後半部分では，弁護人からの「レイプ犯だと言われている男にその場を去るときにこんな状況でお会いしなければならなかったのは残念です，と言ったのではないか？」という質問に対して，マーサは，はじめは「言ってない」と否定するが，弁護人のさらな

る確認の求めに対して，「そんな言葉は使ったかも」と，その「言葉」を使ったこと自体は認めたものの，今度は「そんな意味では言っていない」と言葉の「意図／意味」を否定している。こうした否定の試みは，マーサ自身も，この言葉を発したことを認めることが自分の証言にとって不利益になることを理解していることを示唆する。検察官もまた，二度，弁護人の質問に異議を申し立てていることから，検察官もマーサにここの事実を認めさせたくないことも明らかである。しかし，これを認めることは，どのような意味を持っているのだろうか。

さらに，弁護人による尋問に対して，証人はほとんど「はい」「ええ」「そうです」といった「同意」する返答をおこなっているが，例外的に，43-46 行目で「私は怖くありませんでした」を繰り返している。これは，直前 39-42 行目の弁護人による「あなたは，友人がレイプ犯だと言っているこの男と会った。間違いありませんか。」という「はい／いいえ」質問に対する返答としては，やや場違いに感じられないだろうか。証人マーサは，このような返答をしたのだろうか？

そして，究極的には，この 4 分 21 秒間の反対尋問のなかに，マーサの証言の信用性を失墜させ，最終的に陪審団の決定を無罪評決に方向付けるどのようなインパクトが存在するのだろうか.

これらの謎を解き明かしていくための下準備として，まず，刑事裁判における反対尋問に関する法律上のルールと，その相互行為としての特徴を確認しておこう。

3　反対尋問についての「制定法上のルール」と「法実務上のルール」

3.1 反対尋問についての「制定法上のルール」：刑事訴訟規則

まず，刑事裁判における尋問について，制定法上のルール（六法全書のルール）を確認しておこう。

「尋問」とは，普通の言葉で言えば「問いただす」ことである。「反対尋問」は被告人の人権を守るために憲法で保障された権利である。尋問について詳細に規定する日本の「刑事訴訟規則」によれば，尋問するに当たっては，できる限り個別的かつ具体的で簡潔な尋問によらなければならないし，威嚇的，侮辱的，重複する質問，意見を求めたり，証人が直接経験しなかった事実についての尋問，は禁じられる（199 条の 13）。

また，主尋問では「誘導尋問をしてはならない」（199 条の 3）が，「反対尋問においては，必要があるときは，誘導尋問をすることができる。」と規定してある。つまり，反対尋問において「誘導尋問」は，「必要がある場合に」にのみ許されている（199 条の 4）。

「誘導尋問」の明確な法的定義は存在しないが，質問の中で答えを示唆する質問のこと，つまり形式的には「はい／いいえ」（クローズド・クエスチョン）でこたえる質問であるとされる（秋田 2009：185）。

3.2 反対尋問についての「法実務上のルール：弁護士向けのテキストブック

弁護士向けテキストブックでのインストラクション

制定法上は反対尋問に関する明確なルールが定められているが、実務で証人に対して反対尋問を行う弁護人は、必ずしもそのルール通りに振る舞うわけではない。もし法律の規定に文字通り従って反対尋問を進めた場合、本来の目的である「証人の証言の信用性を減殺・失墜させる」ことが十分に達成できなくなるからである。

かつては、このような反対尋問の技法に関する「専門職の実践ルール」を学ぶ手段としては、先輩弁護士からの口伝、法廷での立ち居振る舞いや発言様式の観察が主であった。しかし日本では、特に裁判員制度が導入された 2009 年前後から、米国の訓練手法の影響を受ける形で、法科大学院の学生や弁護士向けの教本が出版され、研修やワークショップの開催なども活発化していった。その結果、法廷での反対尋問に関する技術は、特に刑事弁護士のあいだで急速に共有されるようになっている。

そもそも米国の陪審制度では、事実認定を行うのは裁判官ではなく、市民から選ばれた 12 名の陪審員であり、量刑は裁判官が行う。こうした制度設計上、検察官と弁護人は法律の専門家である裁判官だけでなく、法律に詳しくない陪審員にも自らの主張を分かりやすく提示し、理解を得る必要がある。そのため、尋問の技術や戦略が法律実務家にとって極めて重要な関心事となっており、「いかにして陪審員に対して分かりやすく、かつ印象的な尋問を行うか」という点が課題となってきた。このような背景から、米国では弁護士向けの尋問技術に関するテキストが多く出版され、具体的な事例や戦略が豊富に解説されている。

そうした弁護人向けの法廷尋問のテキストブックのなかで，「誘導尋問」について次のように説明されている．

> 「反対尋問では原則として誘導尋問しかしてはいけない．･･･反対尋問は証人の説明を求める手続きではない．反対尋問は証人から何かを教えてもらう手続きでもない．反対尋問で語るのは尋問者であり，尋問者は証人を完全にコントロールしなければならない．弾劾ストーリーを支える一つ一つの事実を証人に認めさせること，あるいは，それを拒否する証言が信ずるに足りないことを事実認定者に示すことがその目的である．だから，弁護人の問いは，すべて，「はい」と答えさせるために尋ねていることが事実認定者にわかるような問いでなければならない．それは尋問というよりは，弁護人の供述である．」(高野 2009: 135)

ここで強調されているのは，反対尋問において徹底して「誘導尋問」を用い、証人に「はい」という肯定的回答を引き出しながら証言を完全にコントロールし、弁護側に有利なストーリーを事実認定者に説得的に示す――そうした状況をつくりだすテクニ

ックとしての「反対尋問」の技法である。具体的には、誘導尋問を一貫して行うことで、あらかじめ証人の“逃げ道”を塞ぎ、理由を尋ねずに自己矛盾へと導いていく指導法が、弁論術のテキストブックで一貫して示されている。

制定法上は、誘導尋問は「必要がある場合」に限ると規定されている。しかし、弁護士向けのテキストブックでは「必ず誘導尋問のみを用いろ」という趣旨が強調されており、ここでは反対尋問における「誘導尋問」の使用に関する「原則」と「例外」との関係が事実上逆転している。

とはいえ、これは弁護士たちが刑事訴訟規則に違反しているというわけではない。すなわち、「必要がある場合のみ」誘導尋問が許されるという規定に対して、実際の反対尋問における目的を達成するためには常に誘導尋問が「必要である」と理解し、その都度「必要性」を前提に行動することで、結果として行為がルールに則ったものとして確証される――そうしたメカニズムが機能しているのである[3]。

誘導尋問の 3 ステップ

それでは，こうした「誘導尋問」を使うことによって，弁護人はどのようにして，証人の信用性を失墜させるという反対尋問の目的を実現するのだろうか。

その方法について，弁護士向けに出版された日本のある法廷技法のテキストブックでは，証人の証言に関連した矛盾を示す以下のような 3 つのステップとして説明している(高野 2006)。

1. 肩入れ(コミットメント)：まず，主尋問での証言内容を確認して証言を固定する。「あなたは，先ほどの主尋問で○○と言いましたね。」「間違いありませんか。」など。

2. 信用状況の付与(クレジット)：続いて，①で固定した従前証言が正しく採取されたものであることを確認する。「あなたは警察で△月△日に取り調べを受けましたね。」「その時言い分を調書にしてもらいましたね。」「読んで聞かせてもらいましたね。」「あなたの供述通りに記録されていましたね」など。

3. 対面(コンフロンテーション)：①と②を踏まえ，矛盾を提示する。「証人の○月○日の警察官調書の第 5 項を示します。ここには××と書いてありますね。」(××は

[3] つまり，「ルール」と「ルールに従う行為」とは，一般に考えられているように，一方に「ルール」が原因としてあってその結果「ルールに従った行為」が生じる，というようなものではないことが分かる。むしろ，ある行為や活動を行うことの中で，その行為や活動がまさにその「ルールに従った行為」であることが確証されていくのである。ここには，エスノメソドロジーが発見した社会的状況における「相互反映性」の具体例を見ることができる(相互反映性については，北村 2023c を参照)。

①で確認した○○と矛盾した事実）[4]

これら 3 ステップを踏み，その後は余計な「ダメ押し」や矛盾の理由追及を行わず，すぐに尋問を終了させる。矛盾の理由を尋ねると，証人に言い逃れの機会を与えてしまう恐れがあるためである(高野 2006:141)。

上記テキストブックでは，提示すべき「矛盾」には(1)供述内部の矛盾（自己矛盾）と(2)供述の外部（客観的証拠・状況）との矛盾の 2 種類があるとされている。例えば，証人が公判前に警察官に行った供述調書の内容と公判での証言内容とが食い違う場合が該当する。

要約すれば，弁護士向けテキストブックに教示されている誘導尋問を用いた反対尋問による証言弾劾の方法とは，誘導尋問によって事実のみを尋ねて「はい」という応答を積み重ねさせ，証人自身が認めた「事実」の集積の中に証言内部や証言と外部証拠との間の事実上の矛盾を示していく，というものである。

4　「誘導尋問」の相互行為的特徴

以上のような法律上の特徴を持つ誘導尋問について，その相互行為としての特徴について確認しておこう。

4.1 質問形式：「閉じた質問」

「誘導尋問」とは，形式的には「はい」または「いいえ」で答えられる「クローズド・クエスチョン（closed questions）」を用いる尋問手法である（秋田 2009：185）。ここで「閉じた（closed）」とは，質問に対する返答形式が肯否（はい／いいえ）のいずれかに限定され，「返答の可能性」が事実上「閉じられている」ことを意味する。一方，「オープン質問（open questions）」は，返答内容や形式が特定の範囲に制約されず，回答者は自由に説明や弁解を繰り広げることができる。英語の“why” “when” “where” “who” “how”などの疑問詞を用いる形式は，このオープン質問の典型例として「WH 質問」とも呼ばれる。

以下に，弁護士向けテキストブックに示されたクローズド質問の例を見てみよう（高野 2006:121）。

弁護人：「佐藤さんは落ち込んでいましたね。」

[4] 自己矛盾を提示するプロセスについての説明は，主として，全米法廷技術研究所（National Institute for Trial Advocacy: NITA)の自己矛盾供述による弾劾方法の3つのステップといわれるものと合致する。従って，日米での弁護士向けの反対尋問の技法についての教示は基本的には同一と言える。

証人:「はい。」

ここでは，「はい／いいえ」で答えることが求められる「閉じた質問」が用いられている。読者の中には，証人は「いいえ」と答えることもできるのではないかと思う人もいるだろう。その通り可能ではある。しかし，誘導尋問の核心は，あくまで「肯定的（優先的，preferred）[5]な返答」を積み重ねさせる点にある。証人が閉じた質問に対して，「はい」，「はい」，「はい」と答え続けることで，弁護人は証言の信用性を揺るがしたり，自分に有利な事実認定（無罪を示唆するストーリーの構築）に必要な材料を獲得できるのである。そのため，誘導尋問は単に質問形式が「閉じている」だけでなく，「優先的な返答（「はい」の返答」」を引き出す戦略を内包した相互行為的実践といえる。

4.2 知識の勾配

既知質問

それでは，「誘導尋問」に対して「はい」の返答を引き出すにはどうしたらよいだろうか。弁護士向けのテキストブックでの，「反対尋問では答えが明らかなことだけを尋ねよ」（谷口 2009，高野 2009）という教示がこの問いへの解答にあたる。こうした質問は「既知質問」と呼ばれることもある。

つまり，弁護側は事前に実況見分調書，捜査報告書，取調べ調書，物証など，十分な資料を収集し，証人が「はい」と答えざるを得ない状況を戦略的に構築する。このような準備を経て行われる誘導尋問では，質問者側が相互行為上の優位性を確立し，返答様式のコントロールを通じて特定の事案の解釈ストーリーを提示することが可能になるのである。

しかし，そもそも一定の情報を知らないからこそ「質問」をするのではないだろうか。ここでは，相互行為の特徴として「質問」という行為の一般的メカニズムを確認してみよう。

「今何時ですか？」の 3 つの意味

私たちが関わる様々な言語的相互行為において，知識や情報が当事者間にどのように配分されていると想定されるかが極めて重要な意味を持つことが知られている（Heritage 2012）。これは，「知識配分」や「知識勾配」の問題呼ばれている。

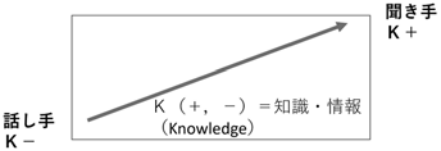
(1) 真正の質問

例えば，Aが時計を自宅に忘れて外出し，通りすがりのBに「今何時ですか？」と時間を尋ねる場合を考えてみよう。Aの「今何時ですか？」という発言（「質問」＝「情報

[5] 「優先性」の概念については，北村 (2025a)の「会話分析」を参照。

の求め」）には，Aは時間を知らないがBは時間を知っているという，当事者間の対照的かつ不均衡な知識配分，つまり「知識勾配(epistemic gradience)」(Heritage 2012)が想定されている。このような知識勾配の状況を，Bは「知識あり」（K＋），Aは「知識なし」（K－）と表現しておく（「K」は Knowledge＝知識を表す）。実際にAやBが本当に時間を知っているかどうかは問わない。重要なのは，「今何時ですか？」という質問が両者間の知識状態をどのように想定しているかである。Aがこの質問をし，Bが「3 時ですよ」と答えれば，Aは時間情報を得て（K＋）となるため，B（K＋）との間に知識状態の平行化（知識勾配の解消）が達成される（【図1】）。したがって，AとB間の知識の落差こそがAによる質問行為を駆動したともいえる。

【図1】知識の勾配：真正の質問の場合



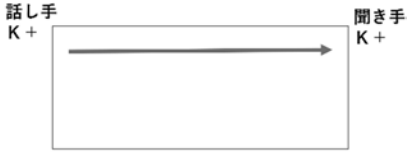
(2) 試験の質問の場合

一方，教師が生徒に行う「質問」は典型的に，教師（話し手）が正解を知っており（K＋），生徒（聞き手）が正解を知らない（K－）状況を想定している。このような知識勾配で行われる質問は，いわば「試験の質問」となる。



(3) 非難としての質問の場合

さらには，2 時半に開始の授業に 30 分遅刻して教室に入ってきた学生に対して教師が「今何時ですか？」と問う場合を考えてみよう。素直な学生なら「すいません」と



謝罪するだろう。この場合，教師は時間を知っており（K＋），学生も自分が授業の開

始時間から遅れていることを知っている（K＋）。よって，教師の「今何時ですか？」という発話は「質問」としてではなく，「非難」として理解されていることになる。より正確に言えば，教師の発話は質問形式こそ取っているが，学生には「質問」ではなく「非難」として理解されているわけだ（学生があえて「今は 3 時です」と答えて教師の「非難」を「質問」として処理しようとする場合もありうる。その場合，教師は怒り出すかもしれない）。

従って，相互行為として言い直してみれば，「誘導尋問」とは，「既知情報としての質問内容を前提として，肯否質問により返答の選択肢を限定して「はい」の返答（優先的返答）を相互行為上条件づける質問のこと」といえる。したがって，「誘導尋問」を使って，証人の証言を尋問上の戦略（ケース・セオリー）に沿ってコントロールすることにより，被尋問者の証言に疑念や矛盾を生じさせて，被証言者を弾劾するという効果――弁護士向けテキストブック明示された効果――を生じさせることができることになる。

4.3 「受け取り表示」と「評価」の不在

日常会話での新規情報の「受け取り表示」

誘導尋問の相互行為上の特徴は他にもある。日常会話では，次の例に示すように，発言が新規情報である場合，それを受け取ったことを明確に示すことが多い。

A：昨日はあれからどこ行ったの？
B：ディズニーランド
A：あ，そうなんだ。

ここでは，Aからの「真正の質問」に対してBが返答している。その返答を受けた質問者Aは「そうなんだ」と述べることで，今得た新規情報を受け取ったことを表明している。行為連鎖としては，質問→返答→受け取りという 3 番目の位置で，このような新規情報の「受け取り表示」が日常会話において頻繁に行われることが知られている。

しかし，上記のレイプ裁判での反対尋問のトランスクリプトを見てほしい。「受け取り表示」は，全く産出されていない。

教育場面における「評価」

比較対象として，「教育」場面での会話では，先に説明した「試験の質問」により，教師（質問者）は正答を知っている（K＋）のに対して，生徒（回答者）は知らない（K－）という知識勾配が前提とされる。この場合，生徒の返答後に，次のように，教師がその回答の正否を「評価」する発言がしばしば生じることが知られている。

先生:これは何のこと？山田君.
生徒:地図
先生:地図, その通り.「地図」って書いてありますね.

この例では, 会話は教師の質問で始まり, 指名された生徒が答え, 続いて教師がその答えを評価している。第 3 の位置での教師の「評価」発言は, 生徒の返答を「受け取る」ことを示すものではあるが, 単に受け取るばかりではなく, それを「評価」する, という行為が行われているのである。

「受け取り表示」や「評価」の不在

上記の 2 つの場面（日常会話と教育場面）と比較すると，法廷での反対尋問では，第 3 の位置での情報受け取り表示も，返答への評価も系統的に行われていないことが分かる。証人が返答を終えると，弁護人はすぐに次の質問へ移行する。つまり，弁護人は証人の返答を新規情報としても，評価対象としても，扱わない。

121　弁護人:あなたはその階段を下り
122　　ていった(.)そうですね
123　マーサ:そうです。
124　弁護人:この男と一緒に。
125　マーサ:そうです。
126　弁護人:階段を下りたところにド
127　　アがあった。そうですね。
128　マーサ:そうです。
129　弁護人:あなたと, レイプ犯とさ
130　　れる男はそのドアから出
131　　て行った。間違いありま
132　　せんか？
133　マーサ:そうです。
134　弁護人:ビーチへ出て行った。
135　マーサ:そうです。
136　弁護人:そしてあなたは靴を探す
137　　ために レイプ犯だと言
138　　われている男と数分間そ
139　　こにいた。そうですね？

なぜ反対尋問では第 3 の位置において「受け取り表示」や「評価」が系統的に不在となるのか。一つの仮説としては, 反対尋問では, 証人の返答を「受け取」ったり「評価」したりすべき主体は尋問者ではなく, 判断者である裁判官や陪審員であるという

理由に求められるだろう(Drew 1985)。

以上まとめてみると，誘導尋問がその効果を実現するためには，単にクローズドな質問をすればよいわけではなく，(1) 特定の質問形式（閉じた質問）の使用

(2) 既知質問を可能にする「知識勾配」（証人に「はい」と言わせるだけの情報を事前に把握していること），(3) それらを組み込んだ特定のプロセス（反対尋問の 3 ステップ），という 3 つの要素が一体となって初めて，反対尋問は最も適切に働くということである。

以上の観点を踏まえつつ，「ケネディ・スミス裁判」におけるブラック弁護士の反対尋問を検討してみよう。

5 「実践」としての反対尋問：ブラック弁護人の尋問技法[6]

5.1 ブラック弁護人の反対尋問の「謎」再訪

前述のとおり，このような法廷尋問技術は，アメリカからの大きな影響下で日本にも普及した手法であり，アメリカの刑事弁護人にも広く知られている。冒頭に提示したトランスクリプトに立ち返り，(1)誘導尋問を用い，(2)周辺事実を積み上げ，(3)自己矛盾を提示するという点，さらに(4)結論を尋ねずに尋問を終えるという 4 点について，ブラック弁護士の尋問を改めて検討してみよう。こうした点が極めて巧みに実行されていることが理解できるはずである。

さて，先にこの反対尋問の「謎」に言及した。これらの「謎」のうち，いくつかについては，日米の刑事弁護士に共有されている反対尋問技法の説明を通じて，すでに明らかになっていると考えられる。そこで，残る「謎」を再確認してみよう。

謎 1：弁護人は，なぜあえてスミスを「レイプ犯」と呼ぶのか。
謎 2：弁護人が，マーサがスミスと別れる際，「こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念です」と述べたことを認めさせようとしているのはなぜか。
謎 3：弁護人の誘導尋問に対して，マーサはほぼすべて「はい」（同意）の優先的応答を返しているにもかかわらず，唯一「あなたは友人がレイプ犯だと言ったこの男と会った，間違いありませんか？」という質問に対して，「私は別に（彼が）怖くはありませんでした」と答えたのはなぜか。
謎 4：最終的に，弁護人はどのようにして証人マーサとその証言の信用性を失墜させているのか。

[6] この反対尋問に関するさらに詳細な分析は，マトウジアン(1997=2025)を参照。

第 1, 2, 3 の謎は，それぞれ独立したものではなく，相互に結びつき，第 4 の謎において生起する効果に寄与していると考えられる。

5.2　成員カテゴリー化分析：「レイプ犯」と「女性」というカテゴリー化

この「謎」を解明するにあたり，有効な視点を与えてくれるのが「成員カテゴリー化分析」である[7]。「レイプ犯」とは，特定の人物を特徴づけたり言及したりするカテゴリー，すなわち「成員カテゴリー」である。私たちは，特定の人物に関して，無数に存在するカテゴリー化の可能性の中から特定のカテゴリーを使ってその人物をカテゴリー化することによって，その人物の特定の側面に焦点を当て，異なる「現実」を描き出すことができる。また，このようなカテゴリーは，人々に推論を促す特徴を備えており，特定のカテゴリーから，典型的に結びつけられる活動（「カテゴリー結合活動(category-bounded activities)」）を示唆することが可能である。

ケネディ・スミスに言及する他のさまざまな方法（「スミスさん」「ケネディ氏」「被告人」「この男性」「元大統領の甥」「医学生」など）があるにもかかわらず，弁護人はあえて犯罪者を示唆する否定的な含意をもつ「レイプ犯」という言葉を選び，繰り返し用いている。実際，「レイプ犯」というカテゴリー化は，短い尋問の中で 20 回以上用いられ，そのカテゴリーが強化されている。このカテゴリー化は，以下のような特徴を有する。

「女性」カテゴリーとカテゴリー結合活動

まず，尋問の冒頭で「友人は彼をレイプ犯だと言った」「レイプされたと言った」という文脈が提示され，マーサの行為は「レイプ犯との共同活動」と位置づけられる。質問の枠組みは，「レイプ犯と一緒にいたのか」を繰り返し問う形をとっている。たとえば「あなたはレイプ犯だと言われている男と家に入った」と述べることによって，「家に入った」という事実だけでなく，「レイプ犯と一緒に入った」という新たな事実が生起する。「あなたはレイプ犯だと言われている男と会った」「レイプ犯だと言われている男に靴を探すよう頼んだ」などの表現は，マーサの行動を「靴を探す」という日常的かつ“友好的”な活動と結びつけるものとして機能し，マーサを「レイプ犯と協働して行動する女性」として描き出す役割を果たしている。

「レイプ犯」と「女性」の行動

「レイプ」という活動は，「レイプ事件の当事者」という成員カテゴリー化装置内の「加害者」と「被害者」とを共に共選択させる。この 2 つのカテゴリーは通例として共に活動することが期待されるわけではなく，むしろ「レイプ犯」と「女性」は対立関係にあると理解される。すなわち，「（女性を）襲う」という活動を伴う「レイプ犯」に対して，通常の

[7] 成員カテゴリー化分析について，北村 (2025b)を参照。

「女性」には「逃げる」「避ける」といった行動が期待される。しかし，マーサの行動はこの行動期待に反し，「レイプ犯」とされる人物と協力して靴を探す，家の中を一緒に歩くなど，友好的な行動を長時間，共に行ったことが示唆される。

「女性」証人の不自然で不合理な行動

つまり，証人であるマーサは，レイプ被害を訴えて「ヒステリックになっていた」友人をそばに置きながら，「狭い」「暗い」廊下を冷静に進み，キッチンでスミスと出会い，スミスに被害者の「靴を探すように頼」み，「暗い」家の中を一緒に歩き，ダイニングルームを通り，テラスに出て，「暗い」外庭の芝生を共に渡り，生垣とコンクリートの壁のある場所を通り，一緒にビーチへ向かう。そして，「灯りのない」「暗い」階段室をスミスとともに下り，ドアを出てビーチへ出て，しばらく一緒に靴を探し，最終的には「靴を探すのはもういいから戻りましょう」と言ってスミスとともに戸口を通り，吹き抜けを通過し，「暗い階段」で後ろからついてくるスミスとともに階段を上り，芝生を一緒に渡り，「彼と家に入」ってホールに入り，再びキッチンに下りて，そこでレイプ被害を訴える友人と再会する。こうした道筋が細かく分節化されることで，マーサがスミスと冷静に長時間行動をともにしていた事実が強調されるのである。

このようにして，マーサは「レイプ犯と友好的かつ協力的な共同活動を長時間行う不可解で怪しい女性」として描き出されることになり，結果としてその証言の信用性を低下させる推論を可能にしている。

「こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念です」

さらに，尋問の後半で弁護人は，マーサが現場を去る際に「こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念です」と述べたことを認めさせようとする。当初，マーサは「言っていない」（196 行目）と否定するものの，弁護人の再度の質問に対して「そんな言葉は使ったかも」（201-202 行目）と一部を認め，さらに追及を受けると今度は「そんな意味では言っていない」（213-214 行目）と述べ，言葉そのものの使用を認めつつも，その意図（意味）を否定する応答で切り抜けようと試みる。しかし，その直後，検察官の 2 度の異議申し立てが裁判官によって棄却されると，最終的にマーサはその発言をしたことを認めるに至る。

マーサの否認の試みと検察官の異議申し立ては，いずれも「こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念です」という発言が，被告人（スミス）への共感的・友好的な態度を示すものであり，検察側に不利に働く可能性があると理解していたことを示唆していると考えられる。この発言は，「前半部分」で提示されてきた「レイプ犯」と「女性」に関する謎の一種の「結論」を導くものとなっているが，その「結論」自体はあくまで暗示されるのみで，明示的に言及されてはいない。こうして，前半部分と合わせて，マーサを「不可解で怪しい女性」として描くことにより，証人としての信用性を毀損

する推論が誘発される。

証人の“抵抗”：特別に「勇敢な女性」

しかしながら，マーサは自身の活動を合理的な行動として描き出すことで，弁護人の尋問に“抵抗”しようと試みているように見える。すなわち，「レイプ犯」とともに日常的活動を行うことを合理的な行動として理解可能にする方策として，「私は別に（彼が）怖くはありませんでした」と述べることで，自身を特別に「勇敢な女性」として自己カテゴリー化しているのである。こうすることで，彼女は「レイプ犯との行動の合理性」を説明しようと試みている。しかし弁護人は「それは私の尋ねていることではありません」として，この説明を遮り，再び「レイプ犯との共同行動」に焦点を当てる質問へと尋問の流れを戻す。結果として，マーサは，「レイプ犯との友好的な共同活動」以外の行動の選択肢を提示する余地を奪われることになる

5.3 成員カテゴリーを操作して両義的な解釈を可能にする

他方で，「レイプ犯」とカテゴリー化された被告人とマーサとの共同行為自体が，被告人が「レイプ犯」であることを否定する方向の推論を促すことに留意したい。

すなわち，もし被告人が真に「レイプ犯」であれば，「女性を襲う」という行動が期待されるが，それは起こらなかった。さらに，「女性」も逃げ出すことなく，被告人とともに靴を探して家中を歩き回った。そして，もし被告人が「普通の男性」であれば，女性と一緒に靴を探したり，家を歩き回ったりすることは不自然な行動とは言えない。

要するに，弁護人の尋問は，同じ事実から異なる結論を導き出す両義的な解釈を可能にしている。一方では，マーサの行動が「普通の女性にとっては不自然」であるという理解が生じ，証人としての信用性が損なわれる。他方では，被告人の行動が「普通のレイプ犯の行動とは異なる」と捉えられ，スミスがレイプ犯ではないという推論が促される。重要なのは，どちらの解釈をとったとしても被告人にとって有利な結論が得られるという点である。弁護人は，このように，同一事実から生じる両義的理解を活用し，陪審員に同時に二つの解釈を提示する戦略を用いていると考えられる。

このように分析すると，このレイプ裁判における弁護人による反対尋問は，日米で弁護士向けのテキストブックに教示されているように，「誘導尋問によって事実を積み上げていき，***事実上の矛盾***を生み出す」という技法を超えて，「成員カテゴリー化のやり方を操作することを通じて，***概念上の矛盾***を生み出す」という「方法／やり方」によって達成されていることが明らかになる。

弁護人は質問の連鎖を断ち切る

この概念上の「謎」は，本来であれば説明を要求される（アカウンタブルな）ものであるにもかかわらず，実際には説明がなされていないことによって生み出される。しか

し，弁護人は謎の解明を証人に求めない。すなわち，弁護人が生成した「謎」は，それが説明されるべきタイミングにおいて（247 行目），尋問の連鎖を断ち切ることで未解決のまま放置される。証人にその点についての説明を与える機会を奪うことで，謎を残したままにしているのである（先述のとおり，41-44 行目で証人は「特別勇敢な女性」という自己カテゴリー化を試みようとしたが，弁護人がこれを遮断した）。

謎の聴き手としての陪審団

このように，誘導尋問とそれへの優先的返答の連鎖を通じて生み出された「謎」（成員カテゴリー上の矛盾）は，事実認定を行う陪審団に向けられている。しかし，この反対尋問において，証人の信用性を毀損する推論は明示的に提示されず，暗黙のうちに示唆されるのみである。この両義的で謎めいた状況の持つ信用性破壊の含意についての判断は，いわば「沈黙の聴き手」である陪審団に委ねられている。弁護人はこの謎を明示的に指摘することを避け，結論として定式化しない。もし明示化してしまえば，その結論に対する反駁や言い訳，否定の機会を証人に与えてしまうからである。

弁護人による反対尋問で「レイプ犯」という成員カテゴリーが被告人に適用されることによって生じる効果について確認したが，留意すべきは，こうしたカテゴリーの用法が，特有の誘導尋問（つまり行為連鎖）の流れの中で成立している点である。「レイプ犯」というカテゴリー化は，数多くの短い質問によって，証人女性が「レイプ犯」とされる被告人と暗闇で長時間にわたり友人の靴を探し続けるさまを示唆する過程で立ち上がっていく。この行為連鎖によって，陪審団が自ら「謎」に気づき，そこから推論を働かせて結論へ到達しうるように組み立てられている。

長い沈黙の意義

そして，ここで重要なのは，陪審団が自ら思考する猶予を与えられているという点である。実際，245 行目でマーサが「はい」と答え，「こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念だ」と言ったことを認めさせた直後，弁護人は 246 行目で 17.2 秒もの長いポーズを挿入し，次の発言を大幅に遅延させている。反対尋問の相互行為では，発言の順番は（尋問者の質問→証人の返答）という連鎖として予め決められているため，245 行目のマーサの発話に続く発言順番は弁護人にある。したがって，この異例に長い沈黙は弁護人の沈黙であり，証人の証言の含意を検討する時間を陪審員に与えることで，この「謎」に対して注目を促し，その含意の意味を検討する猶予を与えている（Cf. ドリュー 2025）。

以上のように，「成員カテゴリー化分析」と「会話分析」の基本的視点に基づけば，このレイプ裁判における弁護人の反対尋問の技法が，制定法上のルールや法実務上のルールを超えたかたちで機能していることを，より的確に理解することができるのである。

5. 小括

本稿では，エスノメソドロジーおよび会話分析の観点から，法廷尋問における弁護人の戦略的手法について考察した。まず，日本での弁護士に対する反対尋問の技法についての教示内容を確認した後，特に，「成員カテゴリー化分析」(Membership Categorization Analysis，MCA）のアプローチを用いて，被告人「ケネディ・スミス」に関する弁護人の反対尋問の特徴を解明した。

弁護人は，ケネディ・スミスを「レイプ犯」という成員カテゴリーで意図的に言及することで，証人マーサの行動を「レイプ犯との協働行動」として再構成した。

弁護人は，「レイプ犯」と「女性」という標準化された関係ペアから生じる推論を巧みに逆用して，証人の行動の不合理性を強調しつつ，同時に，被告人の無罪を示唆する戦略を駆使していた。

また，証人の「自己カテゴリー化」への抵抗を抑制し，弁護人の戦略に沿ったストーリーを構築することに成功している。その過程で，弁護人は，同一の事実から 2 つの異なる解釈を可能にする「両義性」を巧みに活用した。一方で，マーサの行動は「普通の女性の行動ではない」ことを示すことでマーサの証言の信頼性を低下させる。他方で，被告人スミスの行動は「普通のレイプ犯の行動ではない」から 被告人がレイプ犯である可能性を否定する。この両義的な推論可能性を生み出す戦略は，陪審員の理解を分散させ，どちらの解釈を取っても被告人に有利な帰結をもたらすことにつながる。

本稿は，会話分析や成員カテゴリー化分析による検討が，法廷尋問を含む法的場面における様々なコミュニケーションの理解にも貢献する可能性を示唆するものである。

なお，本稿は日本学術振興会・科学研究費(課題番号 20H01417，23H00877，23H00880）による研究成果の一部である。

[参考文献]

Antaki, Charles, ed. (2011). *Applied Conversation Analysis: Intervention and Change in Institutional Talk,* London: Palgrave Macmillan.

Atkinson, J. Maxwell & Drew, Paul (1979). *Order in Court: The Organization of Verbal Expression in Judicial Settings.* London: Macmillan.

Drew, Paul (1992). Contested evidence in a courtroom cross-examination: The case of a trial for rape. In P. Drew & J. Heritage (eds.), *Talk at Work: Social Interaction in Institutional Settings,* Cambridge, UK: Cambridge University Press. 470-520.

Drew, Paul (2003) Comparative analysis of talk-in-interaction in different institutional settings: a sketch, In Glenn, P., LeBaron, C.D., and Mandelbaum, J. (eds.) *Studies in Language and Social Interaction,* London: Lawrence Erlbaum. 293-308.

Dupret, Baudouin, Julie Colemans and Max Travers (2021) *Legal Rules in Practice: In the Midst of Law's* Life. Routledge.

Ehrlich, S. and Freed, A.F. (2010) "The function of questions in institutional discourse", In A. F. Freed and S. Ehrlich (ed.), *"Why Do You Ask?: The Function of Questions in Institutional Discourse",* Oxford University Press, 1-19.

Freed, A.F. & Ehrlich, S. (Eds.), (2010) '*Why Do You Ask?': The Function of Questions in Institutional Discourse.* Oxford: Oxford University Press.

Heath, C, Hindmarsh, J. and Luff, P. (2010) *Video in Qualitative Research: Analysing Social Interaction in Everyday Life.* Sage.

Heritage, John (2012) "Epistemics in Conversation" in Jack Sidnell, Tanya Stivers (eds.) *The Handbook of Conversation Analysis,* Wiley.

Hindmarsh, J. and Llwellyn, N. (2010) Finding organization in detail: methodological orientations. In N. Llwewllyn and J. Hindmarsh (eds.), *Organization, Interaction and Practice.* Cambridge: Cambridge University Press,24- 46.

Llewellyn, N., and Hindmarsh, J. (2010) Work and organization in real time: an introduction. In N. Llwewllyn and J. Hindmarsh (eds.), *Organization,* Interaction and Practice. Cambridge: Cambridge University Press,3-23.

Peräkyla, A. and Vehvilainen, S. (2003) Conversation analysis and the professional stocks of interactional knowledge, *Discourse & Society,* 14(6): 727-50.

Pomerantz, Anita (1984) "Agreeing and disagreeing with assessments: Some features of preferred/dispreferred turn shapes." In J. M. Atkinson & J. Heritage (Eds.), *Structures of Social Action: Studies in Conversation Analysis*. Cambridge: Cambridge University Press.

Raymond, Geoffrey (2006) "Questions at work: Yes/No type interrogatives in institutional contexts", in Paul Drew, Geoffrey Raymond and Darin Weinberg, eds., *Talk and Interaction in Social Research Methods,* London: Sage.115-134.

Sacks, H, Schegloff, E. and Jefferson, G. (1974=2010) "A simplest systematics for the organization of turn-taking for conversation," *Language,* 50(4):696-735.（サックス, H, シェグロフ, E. A, and ジェファソン, G,「会話のための順番交替の組織―もっとも単純な体系的記述」（西阪訳）『会話分析基本論集』世界

思想社）.

Sacks, Harvey (Gail Jefferson and Emanuel A. Schegloff eds.)(1995) *Lectures on Conversation,* Volumes I and II. Wiley-Blackwell.

Schegloff, E., Jefferson, A. and Sacks, H. (1973) "Opening up Closings". *Semiotica,* 7: 289-327.

Sidnell, Jack and Stivers, Tanya (eds.) (2012) The Handbook of Conversation Analysis, Wiley-Blackwell.

Stivers, T., & Hayashi, M., (2010) "Transformative answers: one way to resist a question's constraints." Language in Society 39:1-25.

Stivers, Tanya, Lorenza Mondada & Jkob Steensig (2011) ″Knowledge, morality and affiliation in social interaction,″ in T. Stivers, L. Mondada & J. Steensing (eds.), The Morality of Knowledge in Conversation, Cambridge.

Stokoe, Elizabeth, (2011), Simulated interaction and communication skills training: The "Conversation-analytic role-play method", In Charles Antaki (ed.), Applied Conversation Analysis: Intervention and Change in Institutional Talk. Macmillan.

ストコウ, エリザベス (2012=2018)「「成員カテゴリー分析」を前進させる―体系的分析法の試み」北村隆憲・是永論訳　東海法学 55: 57-115. (Elizabeth Stokoe "Moving forward with membership categorization analysis: Methods for systematic analysis", Discourse Studies 14(3):277-303).

ドリュー, ポール(2015-2016)北村隆憲・当山紀博(訳)「非難の管理」(上)(下)東海法学 (50) 82-49, (51) 66-34.

ドリュー, ポール (1997=2025)「反対尋問における証言をめぐる闘い―レイプ裁判の事案」(北村隆憲監訳, 岡田光弘・小宮友根・池谷のぞみ訳)『法のエスノメソドロジー―「生ける秩序」の法社会学』 新曜社. 72-113.

ヘリテッジ, ジョン(2008)「知識に関する眺望(epistemic landscape)を描きだすこととその眺望に働きかけつつその中を進むこと―yes/no 質問に対する yes/no 返答と繰り返し返答に込められる進行性と主体性, 抵抗」(川島理恵訳)『現代社会学理論研究 2 』14-25。

マトウジアン, グレゴリー(1997=2025)(小宮友根訳)「「こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念です」―ケネディ・スミスのレイプ裁判における言葉の芸術と魔術」。北村隆憲監訳『法のエスノメソドロジー―「生ける秩序」の法社会学』 新曜社, 137-189 (Gregory Matoesian "I'm sorry we had to meet under these circumstances": Verbal artistry (and Wizardry) in the Kennedy Smith rape trial" in Max Travers and John E. Manzo (eds.) Law in Action: Ethnomethodological and Conversation Analytic Approaches to Law.

Dartmouth. 1997).
北村隆憲（2018）「エスノメソドロジーと会話分析による法社会学研究の世界」東海法学 55 号 1−56.
北村隆憲（2021a）紛争経験調査における「質的研究」の意義―エスノメソドロジーからのアプローチ（東京大学社会科学研究所）超高齢社会における紛争経験と司法政策 ディスカッション・ペイパー・シリーズ (7): 1-29.
北村隆憲 (2021b)「『エスノメソドロジー・会話分析』と法社会学――『生ける秩序』としての『法』の経験的探究に向けて」東海法学 61:97-123.
北村隆憲 (2022a)「法的場面のコミュニケーションを探究する―「法の相互行為分析」（1）」東海法学 62:1-25.
北村隆憲（2022b）評議における「定式化」とその意義―ファシリテーションの一形式として 法と心理 22(1) 32-38.
北村隆憲 (2022c)「エスノメソドロジーによる社会秩序の探究―「法の相互行為分析」（2）」東海法学 63:17-58.
北村隆憲（2022d）「紛争経験」の相互行為分析―面接調査において「トラブル」の事実性はいかに達成されるか 法社会学 (88) 150-178.
北村隆憲 (2023a)「会話分析による会話秩序の探究―「法の相互行為分析」（3）」東海法学 64:1-38.
北村隆憲 (2023b)「法廷尋問のコミュニケーションを探究する―「法の相互行為分析」（4）」東海法学 64:17-58.
北村隆憲 (2023c)「交渉を「コミュニケーション」として探究する―「相互行為分析」の交渉学への寄与」日本交渉学会誌(Japan Negotiation Journal) 64:1-33.
北村隆憲（2023d）「面接調査」の相互行為分析―調査者と対象者は「紛争経験」をいかに達成するか 法と社会研究 (8) 63-92.
北村隆憲（2023e）評議の会話を研究する意義―会話分析のアプローチ（森本郁代・北村隆憲・小宮友根・三島聡・サトウタツヤ・國井恒志編）『裁判員裁判の評議を解剖する―ブラックボックスを開く会話分析』 日本評論社 31-59.
北村隆憲（2023f）評議を「会話参加者の観点」から分析する―評議会話の量的研究と会話分析（森本郁代・北村隆憲・小宮友根・三島聡・サトウタツヤ・國井恒志編）『裁判員裁判の評議を解剖する―ブラックボックスを開く会話分析』 日本評論社 60-76.
北村隆憲（2023g）裁判官による評議「マネジメント」の一側面―会話資源としての「後ろの位置」における発言（森本郁代・北村隆憲・小宮友根・三島聡・サトウタツヤ・國井恒志編）『裁判員裁判の評議を解剖する―ブラックボックスを開く会話分析』 日本評論社 188-206.
北村隆憲（2023h）「裁判への期待／懸念」はいかに語られたか―司法経験に関する

面接調査データの「質的研究」とその意義（佐藤岩夫・阿部昌樹・太田勝造編）『現代日本の紛争過程と司法政策―民事紛争全国調査 2016-2020』東京大学出版会 684-702.

北村隆憲（2023i）法廷尋問のコミュニケーションを可視化する―反対尋問の相互行為分析（樫田美雄・北村隆憲・米田憲一・岡田光弘・曽場尾雅宏編）『法実践（リーガル・コミュニケーション）の解剖学―ビデオ・エスノグラフィーから臨床法学へ』晃洋書房 173-212.

北村隆憲（2023j）法律相談のコミュニケーションを可視化する―全体構造組織と相互理解の技法（樫田美雄・北村隆憲・米田憲一・岡田光弘・曽場尾雅宏編）『法実践（リーガル・コミュニケーション）の解剖学―ビデオ・エスノグラフィーから臨床法学へ』晃洋書房 115-172.

北村隆憲（2023k）調停のコミュニケーションを可視化する―メディエーションの相互行為分析（樫田美雄・北村隆憲・米田憲一・岡田光弘・曽場尾雅宏編）『法実践（リーガル・コミュニケーション）の解剖学―ビデオ・エスノグラフィーから臨床法学へ』晃洋書房 67-114.

北村隆憲（2023l）「法のエスノメソドロジー」（山崎敬一・浜日出夫・小宮友根・田中博子・川島理恵・池田桂子・山崎晶子・池谷のぞみ編）『エスノメソドロジー・会話分析ハンドブック』新曜社 358-369.

北村隆憲（2024）エスノメソドロジー・会話分析と「生ける秩序」の法社会学（監訳者解説）（北村隆憲監訳）『法のエスノメソドロジー―「生ける秩序」の法社会学』（監訳者解説）新曜社.

北村隆憲（2025a）「相互行為の秩序を探究する―会話分析のアプローチ」東海法学 68.

北村隆憲（2025b）「カテゴリー使用の秩序を探究する―「成員カテゴリー化分析」」東海法学 68.

北村隆憲（2025c）「エスノメソドロジー・会話分析」による「質的探究」―緊急通報における「法」の達成（和田仁孝・高橋裕・山田恵子編）『質的探究　法社会学』北大路書房.

高野隆（2009）「反対尋問Ⅰ：総論」『法廷弁護技術（第 2 版）』日本弁護士連合会編，日本評論社.

谷口太規（2009）「反対尋問」後藤・四宮・高野・早野編『裁判員裁判　刑事弁護マニュアル』第一法規 149-169.

後藤貞人他（2009）『裁判員裁判刑事弁護マニュアル』第一法規。

樫田美雄ほか　（2008）「高等教育改革の相互行為分析－ビデオ・エスノグラフィー研究の狙いと工学部都市工学の実際－」『大学教育ジャーナル』5:93-104.

前田泰樹，水川喜文，岡田光弘（2007）「エスノメソドロジー―人々の実践から学ぶ』

新曜社。
秋田真志(2009)「反対尋問Ⅱ:弾劾」日弁連編『法廷弁護技術(第 2 版)』日本評論社 139－138 頁.
日本弁護人連合会(2010)「法科大学院教育と司法修習との連携強化のための提言」
岡田光弘(2008)「ビデオ・エスノグラフィー－医学教育のなかの身体と視線」『応用社会学研究』50 号 155-164。
西阪仰(2008)『分散する身体－エスノメソドロジー的相互行為分析の展開』勁草書房.